

(平成24年1月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月

20 歳になった平成 10 年*月当時、私は大学生で A 県に住んでいたが、住民票を異動していなかった。そのため、B 町役場から同年 3 月の国民年金保険料の納付書が実家に届いたので、私の父親が保険料を納付した。

B 町役場の職員だった父親は、役場内の窓口で保険料を納めたことを記憶しており、私も父親が申立期間の保険料を納付し、翌年度は学生免除の申請を行ってくれたことを覚えているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月と短期間である上、申立人が所持する年金手帳は、平成 10 年*月*日に交付されていることが確認できることから、当該時点で申立期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したと供述している申立期間当時 B 町役場の職員であった申立人の父親は、自宅に届いた納付書を使用し、保険料を自己の職場である B 町役場の窓口で納付したこと及び平成 10 年 4 月から 11 年 3 月までの期間については、免除申請を行ったことを鮮明に記憶しており、オンライン記録から当該期間の免除が承認されていることが確認できることから、その供述に不自然さは無く基本的に信用できる。その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の両申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成6年7月から7年6月までの期間を38万円に、同年7月及び同年8月を41万円に、8年5月から9年1月までの期間を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月から7年8月まで
② 平成8年5月から9年1月まで

私は、両申立期間においてはA社に勤務していたが、同社に係る給料支払明細書を確認したところ、標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の両申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書により確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成6年7月から7年6月までの期間を38万円に、同年7月及び同年8月を41万円に、8年5月から9年1月までの期間を44万円とすることが妥当である。

なお、申立人の両申立期間のうち、平成6年7月から7年8月までの期間及び8年5月から9年1月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「厚生年金保険料の控除額に見合う報酬月額を届け出たと思うが、当時の資料が無く、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付したかどうか不明である。」と供述しているものの、オンライン記録により確認できる両申立期間における標準報酬月額の定時決定及び随時改定の機会のうち、複数回において、給料支払明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額と異なる標準報酬月額が記録されていることが確認でき、事業主は長期間にわたり給料支払明細書により確認できる報酬月額と異なる報酬月額を届け出たことが認められることから判断すると、事業主は上記訂正後の標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、両申立期間のうち平成6年4月から同年6月までの期間については、申立人は当該期間及び当該期間以前の給料支払明細書を所持していないことから、当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額が確認又は推認できない上、事業主は、「当時の資料が無く、申立人の報酬月額及び保険料控除額は不明である。」と供述している。

このほか、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 12 月から 47 年 12 月まで
② 昭和 48 年 4 月から 51 年 4 月まで

申立期間①については、A市で仕事をしていたが、私の母が事故に遭ったため実家に戻り、間もなく、私の両親の紹介でB社（現在は、C社）に入社した。正社員と同様に勤務していたので厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間②については、B社を退職後、間もなく、D社（現在は、E社）の分校に入社し、指導員の仕事をしていた。ボーナスを支給された記憶があるので、厚生年金保険に加入していたはずである。

両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、同僚の供述から判断すると、申立人がB社に勤務していたことは推認できるものの、雇用保険の被保険者記録も確認できないことなどから勤務期間を特定することができない。

また、事業主は、「申立人は当社に勤務していたものの、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除については、当時の資料が無く不明である。」と供述していることから、申立人の勤務期間、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は、「私が当該事業所に入社する際に、私の母が事業主に対して、修業目的で入社するため厚生年金保険等は加入させなくてもよい旨を伝えた。」と供述している上、申立人が名前を挙げた同僚及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に氏名の記載が

確認できる同僚に照会したところ、複数の同僚は、「申立人は修業目的で勤務していたため、社会保険等には加入していなかった。」と供述している。

加えて、申立期間①における前述の被保険者原票を確認したものの、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録（昭和 48 年 9 月 10 日に資格取得、49 年 3 月 19 日に離職）から、申立期間②の一部において申立人はD社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、事業主は「当時の書類が無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と供述していることから、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認ができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に氏名の記載が確認できる同僚に照会したところ、供述が得られた一人は、「分校に勤務していた者は3か月の試用期間があった。」、別の一人は「事業主は採用後の勤務状況で厚生年金保険に加入させるか否かの判断をしていた。」と供述している上、入社したとする日と被保険者原票における厚生年金保険被保険者資格の取得日が相違している複数の同僚も確認できることなどから判断すると、当該事業所は従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立期間②における前述の被保険者原票を確認したものの、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、オンライン記録から、申立人は申立期間②中の昭和 50 年 4 月からの期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 3 このほか、申立人が両申立期間の厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。